

平成 24 年 第 2 回定例会

# 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 24 年 11 月 16 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会



# 平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 1 号 (11月16日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○広域連合長挨拶	5
○議事日程の報告	7
○議席の指定	7
○議長選挙について	7
○金丸和史議長の挨拶	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○一般質問	41
○閉会の宣告	55
○会議録署名	57
○議案等議決結果	59

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第37号

平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年10月31日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 根本 崇

記

1 日 時 平成24年11月16日（金） 午前10時00分から

2 場 所 ホテルポートプラザちば 2F ロイヤル

（千葉市中央区千葉港8-5）

3 付議事件

（1） 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

（2） 専決処分の承認を求めることについて

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

（3） 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

（4） 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

（5） 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

（6） 平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

（7） 平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

## 平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

### 議 事 日 程

平成24年11月16日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について)
- 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に  
関する協議について
- 議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議案第5号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議案第6号 平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第  
1号)
- 議案第7号 平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第  
1号)
- 日程第 7 一般質問

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について

- 日程第 5 議案第 1 号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
 (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を  
 改正する条例の制定について)
- 議案第 3 号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第 4 号 平成 23 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 23 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 24 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 号 平成 24 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 一般質問

出席議員 (43 名)

1 番	小川智之君	3 番	たけうち清海君
4 番	すずき木いくお君	5 番	もとほし橋りょういち君
6 番	おかだとしひこ君	7 番	たいてるやす君
8 番	のぐちよしお君	9 番	かつやまひでさと君
10 番	おおくらふじお君	11 番	きりゅうまさひろ君
12 番	ふせえいりょう君	14 番	おびかねふみお君
15 番	やまうちひろいち君	17 番	きくちひろみ君
19 番	こばやしえみこ君	20 番	いづか塚まこと君
21 番	のむらしずお君	22 番	しばたひろみ君
24 番	ひらのあきひこ君	26 番	なりたよしりの君
27 番	つかもとさちこ君	28 番	なかだしんじ君
29 番	かなまるかずふみ君	30 番	こうしょうじゅんじ君
32 番	つじさだお夫君	33 番	させきみお夫君

34番	柳	田	俊	秀	君	35番	本	山	英	子	君	
36番	川	嶋	英	之	君	37番	越	川	廣	司	君	
38番	大	澤	義	和	君	39番	寶	田	久	元	君	
41番	鎌	形	寿	一	君	42番	宮	間	文	夫	君	
45番	川	島	富	士	子	君	46番	吉	野	繁	徳	君
47番	岡	澤	宏	一	君	49番	今	関	勝	巳	君	
50番	山	根	義	弘	君	51番	丸		敏	光	君	
52番	野	中	真	弓	君	53番	中	村	俊	六	郎	
54番	三	国	幸	次	君							

欠席議員（11名）

2番	秋	元	賢	二	君	13番	影	山	岩	三	郎
16番	岩	瀬	洋	男	君	18番	松	尾	澄	子	君
23番	小	林	喜	久	男	君	25番	辻	田	明	君
31番	猪	狩	一	郎	君	40番	加	瀬	芳	廣	君
43番	細	田	一	男	君	44番	川	口	幸	雄	君
48番	関		克	也	君						

説明のため出席した者

広域連合長	根本	崇	君	副広域連合長	岩田	利雄	君
局長	渡辺	雅則	君	局次長	時田	繁	君
総務課長	小野寺	祐一	君	総務課主幹	花澤	清貴	君
総務課長補佐	原	竜太郎	君	資格保険料課	橋本	勝行	君
資格保険料課長補佐	東	昭夫	君	給付管理課長	龍崎	和則	君
給付管理課長補佐	大野	富生	君				

議会事務局職員出席者

議会事務局長	仲田	道弘	書	記	島津	俊明
書記	森重	昌子	書	記	鶴岡	喜久子

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○副議長（越川廣司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は42名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、傍聴者及び執行部から写真撮影等の申出があり、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、広域連合議会議長でありました鈴木有議員から、本年7月31日付で広域連合議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定によりまして許可いたしました。議長が不在のため、地方自治法第106条の規定により、副議長でございます私、越川が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

---

### ◎諸般の報告

○副議長（越川廣司君） 次に、諸般の報告を申し上げます。

初めに、議会運営委員長でありました古川隆史議員から、本年9月28日付で広域連合議員の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により許可いたしました。

また、千葉県後期高齢者医療広域連合委員会条例第5条第1項ただし書の規定により、議会運営委員会委員に、成田芳律議員、辻貞夫議員、平野明彦議員、山内弘一議員を選任いたしました。

なお、10月31日に開催されました議会運営委員会において、議会運営委員会委員長に山内弘一議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

なお、辞職を許可した議員につきましては、お手元に配布の辞職許可議員一覧のとおりでございます。



次に、連合長から議案の提出があり、これを受理いたしました。

また、お手元に配布いたしましたとおり、平成23年度繰越計算書について報告書の提出がございました。

次に、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び事務局職員の出席を求めていますので、ご了承をお願いします。

なお、本日の事務局出席者につきましては、お手元に配布の座席表のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎広域連合長挨拶

○副議長（越川廣司君）　ここで、広域連合長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

広域連合長。

〔広域連合長 根本 崇君 登壇〕

○広域連合長（根本 崇君）　千葉県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるに当たって、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り、心から感謝申し上げます。

皆さま、ご承知のとおり、今年の8月に社会保障制度改革推進法が成立したことによりまして、今後の高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革国民会議において検討して、結論を得ることとされておるわけでございます。

今回の消費税のアップにつきまして、5%のアップということが決められておりますけれども、そのうちの1%分が、充実という形、社会保障制度の充実という形になっておるわけでございますけれども、ここの部分のうちの幾ら部分が医療・介護に充てられるかということになりますと、1.6兆円がマキシマムだというような形の数字も出ておるわけでございます。

この点と、さらに申し上げますと、地方のほうに割り当てられます地方消費税交付金プラス地方交付税でございますが、1.54%という数字になっています。この組み合わせ

が、よくわかりにくいというか、わからないというのが現状ではないかな、そんなふうにも思える数字でございます。

いずれにいたしましても、今回、国民会議が設置されるという形になるようでございます。議論を重ねる中で、結論が得られるまでは、まさにこの制度自体の先行きも不透明だというのが現状だというふうに思っております。ただ、現状はそうでございますが、今まさに動かしていかななくてはいけないというのも、またこの広域連合の役割だというふうに思っております。国のほうの動き、動向等も十分注意しながら、高齢者が、安心して医療が受けられるように、引き続き現行制度につきまして、適正かつ円滑な運営に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、皆さま方のご協力をお願い申し上げます。

ここで、1点だけご報告させていただきたいと思っております。共通経費の負担金に関する点でございます。広域連合の運営に当たりましては、その事務経費を共通経費負担金として市町村にご負担いただいているところでございますが、今年の5月30日に、長生地区の6町村から、共通経費負担金の見直しに関する要望書が提出されております。要望の趣旨でございますが、共通経費負担金のうち、均等割の見直しを求めるというものでございまして、均等割10%というのは、小さな町村ほど重い負担になっており不平等である、また均等割は最小限に抑えるべきであるというような趣旨のものでございます。

これを受けまして、市町村長の代表で構成されます広域連合協議会でお諮りいたしまして協議いたしました。結果といたしまして、現在の負担割合はおおむね妥当であると考えられることから、制度に大きな変化のない中で、負担割合の見直しは行わないということになりましたので、ご報告させていただきます。

なお、当広域連合としましては、引き続き経費節減に努めまして、被保険者が増加傾向にある中であっても、共通経費の抑制に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、監査委員の選任を始め、平成23年度の決算認定並びに平成24年度の補正予算案などを議案として上程させていただいておりますので、よろしくご審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

### ◎議事日程の報告

○副議長（越川廣司君） 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布の議事日程表のとおりでございます。

---

### ◎議席の指定

○副議長（越川廣司君） ただいまから本日の日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配布しております議席表のとおり指定いたします。

---

### ◎議長の選挙について

○副議長（越川廣司君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

議長が不在となっておりますので、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、申し合わせ事項により、副議長による指名推選とすることになっておりますので、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（越川廣司君） はい、どうぞ。

○19番（小林恵美子君） 八千代市の小林でございます。

ぜひ選挙で行っていただきたいと思います。

○副議長（越川廣司君） ただいまご異議があるようでございますので、選挙の方法は投票によることといたします。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（越川廣司君） ただいまの出席議員数は42名でございます。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（越川廣司君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（越川廣司君） 配布漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（越川廣司君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

この投票は単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼、投票〕

○副議長（越川廣司君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（越川廣司君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（越川廣司君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、本山英子議員、柳田俊秀議員、佐瀬公夫議員を指名いたします。

よって、3名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（越川廣司君） それでは、選挙結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（仲田道弘君） 選挙結果をご報告いたします。

投票総数42票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 39票

無効投票 3票

そのうち、白票 3票

有効投票中

金丸和史議員 33票

佐瀬公夫議員 1票

本山英子議員 1票

関 克也議員 3票

小川智之議員 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は11票であります。

報告は以上でございます。

○副議長（越川廣司君） ただいま議会事務局長から報告したとおりでございます。

よって、最多得票数を獲得しました金丸和史議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました金丸和史議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

### ◎金丸和史議長の挨拶

○副議長（越川廣司君） 当選の承諾を兼ねて、金丸議員、ご挨拶をお願いいたします。

〔金丸和史議長 登壇〕

○議長（金丸和史君） ただいま多数の議員の方々のご推挙により議長に選任されました印西市の金丸和史でございます。

千葉県民約620万人の中、60万人ほどの方々が被保険者として加入する当広域連合において、議会議長という大役を仰せつかることとなり、身に余る光栄とともに責任の重さを強く感じるところでございます。広域連合を取り巻く環境は、少子高齢化、景気低迷による厳しい財政状況、さらには国の社会保障・税一体改革を含め、今後、制度改正も予測され、難しい状況下ではございますが、現行の医療制度において、この広域連合が、安定的な運用が行えますよう、また当議会が円滑に運営できますよう、微力ながら尽力してまいる所存でございます。皆様方のご指導、ご協力のほど、お願い申し上げます。

して、甚だ簡単ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（越川廣司君） 金丸議長、議長席へお着きください。

議長を交代させていただきます。

〔副議長退席 議長、議長席へ着席〕

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（金丸和史君） ご協力、よろしくお願いいたします。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、鎌形寿一議員、宮間文夫議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（金丸和史君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金丸和史君） 日程第5、議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、大澤義和議員の退席を求めます。

〔大澤義和議員退席〕

○議長（金丸和史君） 提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（根本 崇君） 議案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、広域連合議会議員から選任する監査委員につきまして、前任の金丸委員の退職に伴いまして選任するものでございまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会のご同意をお願いしようとするものでございます。

ご提案申し上げております大澤義和氏でございますが、平成12年に、栄町議会議員に、就任され、現在、栄町議会議長としてご活躍されており、学識、経験とも大変豊かな方と存じております。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（金丸和史君） これより議案第1号の質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

大澤義和議員の入場を認めます。

〔大澤義和議員入場〕

○議長（金丸和史君） ただいま監査委員に選任されました大澤義和議員が議場におられますので、ご紹介申し上げ、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

〔大澤義和議員 登壇〕

○38番（大澤義和君） ただいま監査委員のご指名をいただきました栄町議会の大澤でございます。

このたびの監査委員の就任に当たりまして、この責任の重さに身の引き締まる思いでございます。地方自治法の監査の重要性を深く認識し、公平かつ正確に職責を全うしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、格段のご配慮、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

---

◎議案第2号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（金丸和史君） 次に、日程第6、議案第2号から第7号まで、議案6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 根本 崇君 登壇〕

○広域連合長（根本 崇君） 議案第2号から7号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案集の3ページをご覧くださいと思います。

議案第2号、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認を求めることについてでございます。

本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしておりますので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本条例は、県議会において本年3月16日に可決されました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じた条例であり、4月1日に施行する必要がございましたが、広域連合議会を開催するいとまがなく、3月30日に専決処分とさせていただきました。改正内容は、給与構造改革に伴う経過措置額について、県に準じて段階的に廃止するものでございます。



議案集の5ページをご覧くださいと思います。

議案第3号、千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し大網白里市となることから、関係する規定を改正するものでございます。

続きまして、議案第4号、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算書をご覧くださいと思います。

1ページから4ページにありますとおり、平成23年度の歳入歳出決算につきましては、歳入総額44億3,351万2,747円に対し、歳出総額は43億4,192万114円となり、歳入歳出差引残額は9,159万2,633円となっております。

5ページをご覧くださいと思います。

歳入の主なものは、市町村からの負担金が15億9,276万4,000円、国庫支出金が25億6,039万6,050円などとなっています。

9ページをご覧ください。

歳出の主なものは、総務費が4億7,783万6,743円であり、内容は後期高齢者医療広域連合の運営に係る経費及び財政調整基金積立金などです。

15ページをご覧ください。

民生費は38億5,987万7,534円であり、内容は特別会計繰出金及び臨時特例基金積立金となっております。

以上、平成23年度の一般会計の決算概要について申し上げます。

続きまして、議案第5号、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

決算書の21ページから27ページにありますとおり、平成23年度の歳入歳出決算につきましては、歳入総額4,267億4,674万6,528円に対し、歳出総額は4,241億8,624万5,610円となり、歳入歳出差引残額は25億6,050万918円となっております。

決算書の29ページをご覧ください。

歳入の主なものは、まず市町村からの負担金が771億7,277万5,152円であり、内容は保険料等負担金及び療養給付費負担金でございます。次の国庫支出金は1,287億8,855万

8,948円となっております。

31ページをご覧ください。

県支出金は346億6,921万9,523円であり、次の支払基金交付金は1,772億2,897万6,000円となっております。

39ページをご覧ください。

歳出の主なものは、保険給付費が4,164億8,175万7,078円で、歳出全体の98%を占めております。内訳といたしましては保険医療機関等に医療費として支払う療養給付費が3,839億146万3,775円と大半を占めており、その他、療養費、審査支払手数料、高額療養費、葬祭費等が保険給付費に含まれます。

43ページをご覧ください。

保健事業費は14億2,936万5,481円となっており、これは被保険者を対象に行った健康診査の委託費などです。

45ページをご覧ください。

諸支出金は34億2,857万3,167円で、これは療養給付費負担金等の返還金でございます。

以上、23年度の特別会計の決算概要について申し上げます。

なお、一般会計、特別会計決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書が提出されており、その写しと主要施策の成果の説明書をお手元に配布しております。

続きまして、議案第6号、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

本案は、予算現額20億5,052万円から585万円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ20億4,467万円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金を9,744万円減額するものでございます。これは、前年度からの繰越金の増額及び特別会計への事務費繰出金の減額等に伴い、共通経費負担金を減額するものでございます。

次に、繰越金ですが、前年度からの繰越金を9,143万3,000円増額するものでございます。

5ページをご覧ください。

歳出の主なものといたしましては、財政調整基金積立金ですが、決算剰余金が生じた

ことに伴い、その2分の1に相当する額を積み立てるため、4,600万円を増額するもの  
でございます。老人福祉費ですが、特別会計における共通経費充当事業費の減額等に伴  
い、特別会計繰出金を5,208万9,000円減額するものでございます。

続きまして、議案第7号、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予  
算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の7ページをご覧くださいと思います。

本案は、予算現額4,514億4,595万3,000円に18億1,341万6,000円を追加し、予算総額  
を歳入歳出それぞれ4,532億5,936万9,000円とするものがございます。

9ページをご覧ください。

債務負担行為の設定ですが、平成25年度の診療報酬明細書二次点検委託の実施に当た  
り、本年度中に契約事務を行うため、債務負担行為を設定するものがございます。

12ページをご覧ください。

歳入の主なものとしまして、市町村支出金は療養給付費負担金の過年度分を2億  
1,244万8,000円増額するものがございます。次に、国庫支出金は、高額医療費負担金の  
過年度分を551万8,000円、保険者機能強化学業費補助金を2,305万2,000円、それぞれ  
増額するものがございます。

13ページをご覧ください。

支払基金交付金は後期高齢者交付金の過年度分を6億7,397万4,000円増額するもの  
でございます。繰入金は共通経費充当事業費の減額等に伴い5,208万9,000円を減額するも  
のでございます。繰越金は、平成23年度の決算剰余金と24年度の当初予算との差額、9  
億4,499万5,000円を増額するものがございます。

14ページをご覧ください。

歳出の主なものがございますが、総務費は電算事務費の増額及び医療費適正化事務費  
の減額により3,153万7,000円を減額するものがございます。

16ページをご覧ください。

次に、基金積立金につきましては、平成23年度決算剰余金のうち純繰越金相当分等を  
後期高齢者医療保険料調整基金に積み立てるため、17億6,207万円を増額するもの  
でございます。次に、諸支出金は、市町村・国及び県からの負担金等の返還金として8,743  
万6,000円を計上するものがございます。

なお、後期高齢者交付金は、返還金が生じなかったため、全額を減額しております。

説明は以上でございます。

○議長（金丸和史君） 質疑については一括して行い、討論、採決は議案ごとに行います。

これより議案第2号から議案第7号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

大倉富重雄議員。

○10番（大倉富重雄君） 成田市の大倉富重雄でございます。

私は、議案第5号、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について、以下3点伺います。

1点目は、平成23年度の業務改善として、ジェネリック医薬品の使用促進を目的に、ジェネリック医薬品を使用した場合の一部負担金の差額を被保険者に通知する新規事業を実施したとのことでありました。また、長寿健康づくり訪問指導事業を実施し、医療費の適正化を推進したということでありました。そこで、それぞれの事業の成果はどのようにあらわれたと考えていますか、お尋ねするところでございます。

2点目は、長寿健康増進事業費は1億6,834万8,089円で、高齢者の健康づくりのために市町村が取り組む事業に対し助成したということですが、この実施団体数は48団体、人間ドック、脳ドック37団体、鍼・灸等利用助成25団体、スポーツ大会・レクリエーションの運営費の助成1団体、健康に関するリーフレットの提供1団体、肺炎球菌予防接種23団体ということで、少ないように感じますけれども、どのような要因があると考えているのか、お聞きするものであります。

3点目は、健康診査費は12億6,101万7,392円で、生活習慣病等の早期発見による被保険者の健康保持・増進に資するために、特定健診の支出項目について、市町村に事業を委託し実施したということですが、平成23年度は27.80%の受診率でありましたが、広域連合としてどのような努力をされたのか、また今後の受診率を平成24年度30.8%、平成25年度32.26%を見込んでいるということですが、目標受診率の設定の根拠は何か、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 大倉議員の特別会計決算におけるご質問3問にお答え申し上げます。

平成23年度のジェネリック医薬品の差額通知の関係の成果につきましては、これは、平成23年度の新規事業といたしまして、平成24年2月24日に7万5,464通を発送いたし

ました。この差額通知による成果でございますが、ジェネリックの普及・啓発につきましては、医療機関ですとか薬局でのご案内など、民間でのさまざまな取組がされていることも大きな要素があると思われまます。この通知による影響のみを測定することはできませんけれども、通知を発送した平成24年2月と6か月後の8月との比較で見ますと、ジェネリック医薬品の利用が、数量ベースでは2.4%の増、金額ベースでは1.3%の増と、このようになりました。

続きまして、長寿健康づくり訪問指導事業についてでございますが、平成23年度につきましては、野田市、旭市、柏市、いすみ市、九十九里町の4市1町のご協力をいただきまして、46名の方々に対し訪問指導を実施いたしました。訪問指導の実施に当たりまして、選定基準というのを設けており、一つは、3か月連続して同一疾病で3か所以上の医療機関に受診している重複の受診者、もう一つは、3か月連続して同一疾病で同一医療機関に1か月15回以上受診している頻回受診者、これを対象者選定基準としております。

この成果でございますけれども、訪問後3か月間の受診状況によりまして、訪問させていただきまして46名のうち、この対象者選定基準に該当しなくなった、いわゆる改善された方が18名、選定基準の範囲内ではありますけれども、何らかの改善が見られた方が4名ということで、合計22名の方の改善が図られたことを確認しております。

次に、長寿健康増進事業に要する費用で、実施団体が少ないけれども、その要因はということでございます。長寿健康増進事業のうち、人間ドック助成事業や肺炎球菌予防接種助成事業等につきましては、被保険者が負担する費用の一部を助成する事業ということでして、被保険者からの要望が非常に多いということから、各市町村、それぞれ積極的に取り組んでいただいているものと思われまます。

一方、健康に関するリーフレットの提供、これは1団体でございます。それから、スポーツ大会、これも1団体でございますけれども、健康増進についての直接的な効果がなかなか見えにくいというようなこともあって、そういった理由から実施する市町村は少ないのかなというふうに考えております。

また、健康教室につきましては、介護保険など、ほかの制度による補助を受けている場合等もございまして、その場合には、この長寿健康増進事業の対象にはならないので、そういったことも考えられるのかなというふうに考えております。

続きまして、健康診査費についてのご質問でございます。平成23年度における受診率

向上対策といたしましては、平成22年度の受診率が10%未満の11市町村に対しまして、健康診査の現況ですとか実施方法など確認するための個別のヒアリングを実施いたしました。その中で、受診率向上に向けての例えば受診券の発送ですとか周知の方法、こういったものにつきまして検討していただくようお願いしたところでございます。

あわせまして、全市町村に対しましても、担当者会議の中で、先進事例などを紹介させていただいたところでございます。

次に、目標受診率の考え方、設定の根拠ということでございます。平成23年度につきましては、32.23%に設定させていただいております。これは、平成22、23年度の保険料算定時における健康診査目標受診率、これを算定する際に、その前の2カ年の状況を見まして、実現の可能性を考慮しまして、平成23年度を32.23%と、このように設定させていただいております。

平成24年、25年度の保険料算定時におきましては、平成22年度の受診率、これが、議員からお話がありましたように27.78%ということ踏まえて、急激な受診率の向上はなかなか見込めないだろうということも勘案いたしまして、平成24年度には30.81%、それから平成25年度には32.26%、このように設定させていただいております。

なお、最終的には、この後期高齢者医療制度移行前の老人保健制度、このとき実施義務だったわけですけれども、その際には32.93%でしたので、これを目標に取り組んでいきたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、さらなる受診率の向上につながりますように、関係市町村と調整を図りながら引き続き努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 大倉富重雄議員。

○10番（大倉富重雄君） ありがとうございます。

続けて、お伺いしたいと思いますけれども、ジェネリック医薬品の使用促進を目的に、新規事業を行ったということで、大変いいことだと私も思っております。この目的の医療費、薬剤費の削減がどうだったかということになるかと思っております。そういう意味では、発送件数の報告の成果とかがありましたけれども、どれだけ医薬品、医療費、薬剤費の削減がされたのかがお聞きしたい点でありますので、ご答弁を願いたいと思っております。

また、新規事業を実施することになったその経過の議論というのがどういうことだったのか、そういうことについて、どういう成果を期待してスタートしたのか、お聞きし

たいというふうに思います。

また、先ほど長寿健康訪問につきましても、4市1町ということで選定していたということですが、やはり連合として全市で行うべきではないかというふうに思いますけれども、その点の考え方についてもお聞きしたいと思います。

それから、この後期高齢者医療については、健康日本21との関係もございまして、その関係についてどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 再質問にお答え申し上げます。

一つ目は、ジェネリック医薬品の削減の効果、削減額がどのくらいあったのかということですが、1億円程度でございます。

それから、この新規事業を開始するに当たっての経緯についてでございます。平成22年10月1日付で、厚生労働省のほうから通知がございました。その内容といたしましては、平成24年度までに、数量ベースで、30%以上の目標を達成するための普及促進に積極的に取り組むようにと、そういうことでございます。私どもが事業を開始する前におきましては、この取り組みについては、例えばジェネリックの希望カードですとかパンフレットで周知させていただいております。さらに、さらなる医療費の適正化ということで、23年度からの新規事業ということでございます。

この目的ですけれども、こういった自己負担がジェネリック医薬品に切り替えた場合にどのくらい減るのか、お薬代が安くなるのかということをお知らせするというところで、被保険者の方々のお薬に対する選択肢が広がると、それから薬代の負担の軽減にもつながるということでございます。これは、結果的には、医療費の削減にも当然つながってくるというふうに考えています。

続きまして、長寿健康増進事業で48団体が実施しているわけですが、この長寿健康増進事業につきましては、その財源の全額を国からの特別調整交付金によって賄っております。この交付基準額の範囲の中で助成させていただいているということで、結果的に市町村の各事業の事業費によって、この枠の中で案分せざるを得ないということもございまして、そういう事情の中で実施させていただいております。

つけ加えさせていただきますと、人間ドック、それから健康診査事業については、事業実施に応じて全額が追加で交付されております。なかなか全団体が何らかの事業というのは、こういった制約の中でやっておりますので厳しいのかな、各市町村とも地域の

要望の非常に強いものに積極的に取り組んでいただいているというふうに考えております。

それから、健康21との関係ということで、保険者としてどのように取り組んでいるのかということでございます。

私ども広域連合といたしましても、保険者として、被保険者の方々が、健康でいられるのが一番いいわけですので、保健事業についても、金額的には多くはないですけども、こういった事業の普及啓発とか各市町村との協議の中で、積極的に進めていただくように、働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 大倉富重雄議員。

○10番（大倉富重雄君） ありがとうございます。

今いろいろと説明いただきまして、ご努力がわかったわけでございますが、私は、こういったことで、具体的に広島県呉市で、国保事業の医療費の適正化ということで、新たな呉市方式でのいろいろこういったジェネリック通知を出すとか、あと疾病に対する分析とか分解をして、かなり成果を上げているということで、当時の今の副市長から直接話も聞きまして、かなり成果が上がっているということで、これはすごいことだなというふうに思いました。そういう意味では、そういったことを参考に、いい、よりよい医療費削減に向けて努められていただきたいということをお願いし、終わります。

以上です。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） 八千代市の小林恵美子でございます。

議案第5号中、大きく3点について伺いたいと思います。

まず、1点目に、年金収入が物価スライド制により減額される中で、高齢者の生活は大変厳しい状況が強いられています。そうした中で、保険料収入の現状はどうなっているのでしょうか、過去3年の収納率の状況について、まずお伺いしておきたいと思いません。

2点目は、滞納者に対して短期保険証が発行されてからたしか3年目を迎えていると思えますけれども、そこで伺いますが、短期保険証の発行件数の推移がどうなっているのでしょうか、発行件数の推移について伺っておきたいと思いません。



3点目には、高額介護合算療養費の推移について、これについても数字でお答えいただきたいと思います。

1回目の質問、質疑を終わります。

○議長（金丸和史君） 資格保険料課長。

○資格保険料課長（橋本勝行君） 私のほうからは、最初の2点でございます。収納率と短期被保険者証の発行件数についてお話しさせていただきます。

まず、収納率でございますけれども、過去3年分の推移ということで、平成21年度の現年分98.9%、滞納繰越分が43.23%、計で98.23%でございます。22年度につきましては、それぞれ98.96%、34.59%、97.94%でございます。23年度につきましては、99.09%、32.47%、98.0%でございます。22、23と比べますと現年度で0.13%上がりました。

次に、短期被保険者証の発行件数につきましてでございますが、平成22年度が794件、23年度が871件、24年度が811件でございます。こちら、23と24を比べますと、前年に比べて60件ほど少なくなりました。

以上でございます。

次の高額介護合算につきましては、担当の給付管理課長よりお話しさせていただきます。

○議長（金丸和史君） 給付管理課長。

○給付管理課長（龍崎和則君） 高額介護合算療養費の対象人数の推移ということでございます。

申しわけございませんけれども、こちらは支給した延べ人数ということでご容赦願います。平成21年度5,810人、平成22年度1万9,807人、23年度1万8,278人となっております。

以上です。

○議長（金丸和史君） 小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） ありがとうございます。

収納率が、多少上向いてきているという状況がありますけれども、その一方で私どもが耳にしている中には、やはり保険料を高齢者の方は非常にまじめで、保険料を一生懸命支払っていったら、手持ち金が少なくなってしまう、いざ、具合が悪くなっても、病院にかかることができないという、そういう受診抑制につながっているという状況が

あるというふうに伺っております。そうした中で、この広域連合としては、この間の収納率の推移について、どういう広域連合としての取組、各市町村の取組でこのように収納率が上がってきたことをどういうふうに評価しているのか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

そして、短期保険証ですけれども、短期保険証は60件少なくなっているということですが、少なくなっているということは、やはり先ほども申しあげましたけれども、高齢者の皆さん、一生懸命に少ない年金の中から保険料を払っているという、そうした姿が私はいかがえるのではないかというふうに思いますが、そうした中で、ある団体の方の調査によれば、短期保険証を発行していても、その高齢者の生活実態及び健康状態、持病の有無、受診状態の把握など、安心して医療を受けられるよう、施策を講じている自治体は26自治体になっています、48%です。ほかにも、短期証の発行に当たっては、直接自宅を訪問し、健康状態、受診状態を把握している。保険料未納だけを理由に、短期証を発行するのではなく、折衝状況を考慮し、短期証の交付をしないようにしているという団体もありました。保険証が交付されない期間がないよう、更新後の保険証はお届けしていますと、かなりきめ細かな対応されている自治体が5自治体にも上っています。これらを合わせると、きめ細やかに未納の方に対応されている自治体は、現在、千葉県内で64.8%の自治体であるというふうにいえると思います。

そこで、伺いますけれども、この64.8%以外の自治体、その自治体は、短期保険証が切れた残りの6か月分の短期証について、自動的に郵送しているのかどうか、その点について広域連合としては把握されておられるのでしょうか、このことについてお伺いしておきたいと思います。

そして、3点目には、今、自動的に送っているかどうかということをお伺いしましたがけれども、滞留があるかどうか、各自治体に保険証が滞留していることがないかどうか、その点については把握されているのでしょうか、その点について伺っておきたいと思いません。

3点目の高額介護合算療養費の対象人数を伺ったわけですがけれども、やはり年々増えてきていて、今後も増えていくということが予測されますが、この問題については、当初この制度を利用しようとしたら、書類の記載が大変であり、高齢者の方にとって負担だという声が上がって、広域連合としても、改善を図っていただいたという経緯も、私も伺いました。そこで、現状で基準以上のお支払いを返金するのに当たって、口座番号

の記載が必要となっておりますが、本来、保険料を特別徴収する口座は把握されているのですから、口座番号も毎年記入する必要がないと思いますし、また高額介護合算療養費なども毎年返金するといった方については、一度、口座番号を登録していただければ、それで済むことだと思います。そうした点で、今後の口座番号の記載の必要性についてどのようにお考えになっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（金丸和史君） 資格保険料課長。

○資格保険料課長（橋本勝行君） まず、収納率の関係のほうからお話しさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度、この制度の業務には二つございまして、広域連合が行う業務と、あと市町村さんにお任せしている業務、この二つが、法的にすみ分けがされているわけです。市町村さんのほうにお願いしているのが、この収納、徴収関係について市町村さんのほうにすべてお任せしているような形で、各市町村さんが、それぞれの長い年数をかけて、培ってきた収納方法を使って、後期高齢者医療の保険料も徴収しているものと思われま。

そういったことで、うちのほうからどうのこうのというような指導等はしていないんですけれども、また詳しくどういう徴収方法しているんですかというようなお尋ねもしていないんですが、ただ、今お話があった中で、私が思っているところというのは、先ほどお話しさせていただきましたけれども、数字のほうですが、現年度のほうで0.13%上がりました。99.09%ということで、99%を超えたのが今回初めてなんです、反対に滞納繰越分、過年度と呼ばれているものなんですけれども、こちらが、22年度で34.59%だったものが、23年度では32.47%に下がっております。21年度と比べますと、21年度は43.23%ありましたので、約10%ほど下がっているわけなんですけれども、現年が上がった反面、過年度が下がってしまっている。

では、どうすればいいのかということですが、私どもの考えとしましては、皆様方がお持ちになっているお財布というのは一つしかございません。この一つの中からお金を払っていただくわけなんですけれども、過年のほう、古いほうを何とか払え、払えというように力を入れますと、どうしても現年度が払えなくなってしまう。そうしますと、過年を払って現年が残ってしまいます。いつまでたっても滞納から抜け切れない状態になってしまいます。ですから、まずは現年度を最優先で払ってもらいたい。現年度、滞納がないように払ってもらいたいというような形でお話をさせていただいております。

そうしますと、過年度のほうが残ってしまうんですけれども、最終的には2年たちまして、不納欠損というような形になることになるんですけれども、99.09%、限りなく100%に近づいていただければ、過年に繰り越すお金はどんどん少なくなっていくので、不納欠損する額も少なくなっていくということで、まずは現年度のほうを最優先で納めていただきたい。

短期被保険証のほうもそうなんですけれども、滞納者との相談の機会を得るための方法ということで取り入れさせていただいているんですが、年度当初、7月の保険証の切り替えのときにお呼びいたしまして、その時点でご相談していただければ、例えば年間8回の普通徴収の納期を、来年の6月まで12回の分割にすることによって1.5倍の納期になりますので、お支払い額も1回当たりの負担が減るということで、そういった意味で短期被保険者証を使いまして、早目早目の相談を行うような形はとっているものと思います。

あと、短期被保険者証を使っていない自治体が県内にどのくらいあるかというようなお話なのかと、60何%というのが、意味がわからなかったんですけれども、例えば人口比率とか、そういうので見ていきまして、松戸市がゼロだったりとか、あと市川市も発行がゼロだったり、船橋市のほうは、数が二十何件で、数が少ないんですけれども、そういったようなことで、それぞれ市町村のほうで、短期被保険者証の扱い方については、いろいろな考えをお持ちになって実行しておりますので、機械的に未納が1年続いたから、すぐ短期被保険者証にするんだというような形はとっておりません。

また、かつて松戸市のほうで実施していたのは、55万円の最高限度額の方、こういった方が滞納されている場合については、支払い能力が十分あるにもかかわらず払わないということで、事前にお話しした上で短期被保険者証に切りかえるような形をとっているというお話は聞いております。

あと、6か月切れたときの短期被保険者証をどうしているかということなんです、8月1日から始まりまして1月末で短期被保険者証が、一回、6か月の有効期限が切れます。こちらにつきましては、2月1日の日に保険証がないような状態にならないように、発送するように指示はしております。

あと、滞留の件なんです、こちらにつきましては、厚労省のほうからも、必ず渡すようにと、もし連絡がとれないようであれば、訪問等しまして、所在を確認したりとかしながら、確実に手元に届けるようにという通知も届いておりますので、滞留はないと

考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 給付管理課長。

○給付管理課長（龍崎和則君） 毎回の申請で、口座番号の記載が必要なのかというご質問でございます。

ご存じのように、介護合算は、毎年8月1日から翌年7月31日までの期間における医療保険の医療費、支払った医療費と介護保険の利用額を合算するという事で支給になるものでございますけれども、現在、市町村のご協力をいただきまして、申請書の提出においての窓口一本化ということで、後期高齢窓口で申請をいただいております。

先生のおっしゃる毎回の口座番号の記載ということですが、高額療養費のような現物給付という仕組みがまだございません。それから、医療保険と介護保険の二つの保険が、保険者の保険が絡むということで、どうしても申請書を毎年お出しただいて、より確実に支給するためにと口座番号の記載をお願いしていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（金丸和史君） 小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） 収納率の問題ですけれども、98.0%、23年度徴収、収納率が来ているわけですが、普通徴収の方、無年金の方など、本当に生活が大変で、払いたくても払えないという、そうした方たちがいるということ、そうした中で短期被保険者証が交付されているという状況は、私は、やはり高齢者の方が安心して医療を受けるという条件が、まだ整っていないと言わざるを得ないというふうに思います。

私が先ほど申し上げました64.8%の自治体というのは、今、短期被保険者証を発行するに当たっても、64.8%の自治体がきめ細やかに対応しておられるということであって、それ以外の自治体では機械的に6か月の短期被保険者証を送付しているというような状況があるかと思えます。そして、先ほどのご答弁の中では、滞留についてはないと考えているというお話でしたけれども、先ほども申し上げましたある団体の調査によれば、各自治体に直接質問書を送付して、それに答えていただいたその状況から言いますと、53件の滞留が千葉県内で起きております。この53件について、どうしてこのような滞留という状況が生み出されているのかどうか、このことについては、先ほど徴収業務については、市町村のほうの仕事であると、役割であるというふうにお話がありましたけれ

ども、やはり広域連合が、千葉県内の後期高齢者の皆さんの、安心して暮らせる、安心して医療を受けられる、そうした役割を担っているとすれば、こうした53件の滞留の現状、こうしたものもつかんでいく必要があるのではないかというふうに思います。

ですから、私は、役割分担は、日常業務はされていても、やはりこうした53件の実態については、広域連合としても、きちんと各市町村から実態を把握していただいて、それに適した対応をしていただきたいというふうに思います。

そしてまた、私も、このアンケート調査によって、千葉市など、やはり大きな自治体では、かなりの、100名を超える短期被保険者証が発行されておりますけれども、それ以外にも、人口10万人以下の比較的小さな自治体でも、10件から30件を超える発行がされています。その一方で、先ほど答弁の中にもありましたように、市川市のように発行していない自治体もあるのですから、千葉県内で、できるだけ同じようなきめ細やかな対応で、短期被保険者証の発行をできるだけしないという、そういう姿勢を持っていただきたいというふうに思います。そうしたことについて、広域連合としてのお考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（金丸和史君） 資格保険料課長。

○資格保険料課長（橋本勝行君） 短期被保険者証の関係なんですが、市川市が確かに発行しておりません。また、銚子市も発行しておりませんし、あと佐倉市、あと松戸市というようなところで発行してなくて、逆に先ほどお話がありました10万人以下の人口のところ、何十部とか発行している場所もあるというようなお話なんですが、先ほどお話しさせていただいた各市町村さん方の収納の関係ですけれども、市町村民税というような徴収を市や町村が始まったときからずっとやってこられていて、それぞれ徴収のノウハウ、やり方というのをお持ちになっているかと思います。あとは、地域性みたいなものがあるって、徴収の方法がいろいろ変わってくるんだろうと思うんですけど、都市部、市川、松戸、船橋、都市部のほうになりますと、最近、債権回収機構みたいなもの、担当室みたいなものを設置するようになってきて、どちらかというと短期被保険者証に頼るのではなくて、財産調査した上で差し押さえしますよと予告しまして、このままだと差し押さえになっちゃいますので、相談に来てもらいたいというような形になってきておりまして、そういった意味で、短期被保険者証よりも差し押さえを選ばれる市町村、これが大きい都市部のほうにありますので、そういったところが短期証の発行が少なくなっている。

逆に、小さい市町村になりますと、差し押さえというのにやはり抵抗というのがあるみたいで、短期被保険者証、6か月とはいいいながら、色、形、あとは病院で支払うときの1割負担、この辺は何ら変わりませんので、保険証を取り上げられているわけでもない、使うことも可能ということで、そちらのほうを差し押さえじゃなく、短期被保険者証のほうで対応するというような小さなところであるというふうに考えております。ただ、それをどう判断するかというのも、やはり先ほども言ったとおり、地域性とかがあるんで、広域のほうから、こうやってくれ、ああやってくれということはなかなか言えないので、その辺は申しわけないんですけども、ただ、例えば最下位、収納率最下位だったところ、平成22年度ですと87%、ほか90%を超えているにもかかわらず、5%ぐらい低かった市町村があったんですけども、そういったところには、徴収方法は、どうやっているのかというようなお話は聞いたりするんですけども、なかなか同じ市の職員という立場から指導等はできませんので、ある程度平均から大幅にずれない限りは、市町村さんの考えにお任せするというような方法をとらせていただいております。うまく説明できませんけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（金丸和史君） 次に、移ります。

野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） まず、4号議案です。広報広聴費、23年度執行は、予算現額での比較でいうと執行率が86%、当初予算との比でいうと執行率が81%、約8割の執行率です。知は力といいます。情報や知識、きちんとした情報、知識を届けるのが広報広聴の役目だと思います。この執行率の低い理由及び連合だより11号、12号の印刷部数と製作費について説明していただきたいと思います。

5号議案ですが、歳出で医療費適正化事業費があります。レセプト二次点検委託料、これは23年度実績について説明していただきたいと思います。この件につきましては、23年度の第2回議会で私は質疑しました。当初予算1億7,647万円を1億5,427万円、87%の大幅減額をしたときですけれども、不適正レセプトの抽出率ががたん落ちました。それを指摘したわけですが、委託企業とよく話し合っ改善できるところは改善したいと答弁なさいました。その改善状況などについても説明していただきたいと思います。

もう一点、ジェネリック医薬品利用差額通知作成委託料の件です。先ほども質問がありました。予算執行の面で考えると、執行率75%ということですが、当初予算比

では、実はわずか4.5%の執行率です。私も、ジェネリック医薬品利用というのは、高齢者の負担軽減、そしてこういう健康保険組合としても、給付費削減という意味で推進してほしいと考えているんですけども、余りにも当初予算との乖離が大きいのです。どのような見通しのもとで予算を立て、そして執行率の非常に低かった原因はどこにあったかきちんとわからないと、やはり次に進めないのではないかと思います。実績についても説明していただきたいと思います。

6号議案について、24年度の一般会計ですが、第1款分担金及び負担金で、共通経費負担金の問題が挙げられております。この項目については、昨年来、見直しを求める意見が出ています。これに対して、今年の1回目の定例会での答弁は、市町村が協議して決めるので、事務局では、議員から指摘があっても、調査はしないということでした。今日の会議冒頭で、連合長が、6町村から見直しの要望が出て、その対応についてお話しくださいましたけれども、改めてもう一度簡単に進捗状況について説明していただきたいと思います。

7号議案ですが、やはり歳出、総務費の中で医療費適正化事業について、二点質問したいと思います。

二次点検委託料7,797万円の当初予算に対して、33%減の2,587万4,000円の減額が計上されました。今年度分で、今までの実績と昨年度との相違、そして33%減額補正の理由を説明していただきたいと思います。

ジェネリック医薬品利用委託料についても、今の時点で87%もの大幅減額の補正が出されております。現時点の実績と減額の理由を説明していただきたいと思います。

1回目の質問は以上です。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 私からは、平成24年度一般会計予算の中の共通経費負担金の関係をご答弁申し上げます。

共通経費負担金の見直しに関する要望が5月30日にございました。広域連合の運営に関する重要事項を審議いたします協議会を8月31日に開催いたしまして、そこで協議していただきました。その結果、現在の負担割合はおおむね妥当であると、そのように考えられることから、制度に大きな変化のない中で、負担割合の見直しは行わないこととなったところでございます。

以上でございます。



あとの質問につきましては、担当課長のほうからご答弁申し上げます。

○議長（金丸和史君） 総務課長。

○総務課長（小野寺祐一君） それでは、議案第4号、広報広聴費の執行率が低い理由と、11号、12号の印刷部数と各製作費についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、広報広聴費の全体の執行率につきましては、予算現額との比較では86%にとどまっておりますが、86%にとどまった理由につきましては、広域連合だよりの送付について、同一世帯に複数の被保険者の方がお住まいの場合、世帯に1部を発送することとしたことなどから、見込みを下回り、発送費用を低く抑えられたことによるものでございます。

次に、11、12号の印刷部数と各製作費でございますが、11号は、32万2,000部、139万9,121円、12号は50万部で3,082万2,144円でございます。

以上でございます。

○52番（野中眞弓君） 数字がメモできない。

○議長（金丸和史君） もう一度お願いします。

○総務課長（小野寺祐一君） 失礼いたしました。ゆっくり読み上げさせていただきたいと思っております。

11号が、32万2,000部、139万9,121円、よろしいでしょうか。

12号は、50万部、3,082万2,144円でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（金丸和史君） 給付管理課長。

○給付管理課長（龍崎和則君） 議案第5号、レセプト二次点検委託料、23年度の実績をご説明させていただきます。

委託料は1,974万7,485円となっております。実績の点検件数でございますけれども、点検件数が397万6,139件、その内訳の再審査件数2万9,299件、査定金額3,670万5,410円、返戻金額2,852万8,650円となっております。

続きまして、ジェネリックの実績ということで、先ほど大倉議員のところでご説明したとおりでございます。縮減額は約1億円という形になっております。この75%の執行率、それから当初予算との比較で、かなり大きな見積もりをしたのではないかというご質問でございますけれども、当初は民間業者のジェネリック医薬品差額通知を想定しておりましたけれども、平成23年度末に国保中央会が開発した国保総合システムに、ジェ

ネリック医薬品差額通知作成機能が装備されるということが判明いたしまして、委託先である国保連合会が、このシステムを使用して、差額通知を作成できるようになったということで、大幅に減額になったものでございます。

以上です。

○議長（金丸和史君） よろしいですか。野中議員。

どうぞ、2回目ということで、はい。

○52番（野中眞弓君） 6号議案とか7号議案について。

○議長（金丸和史君） 答弁漏れを指摘してください。

はい、野中議員、どうぞ。

○52番（野中眞弓君） 答弁漏れです。

○議長（金丸和史君） よろしいですか。はい。

局次長。

○局次長（時田 繁君） 答弁漏れについてお答えいたします。

議案7号、特別会計補正予算の中の診療報酬二次点検委託料及び今の実績、昨年度との相違点及び減額補正の理由というご質問でございました。

委託料については5,209万6,000円となっております。次に、8月実施分までの実績でございますが、点検件数は218万7,744件、再審査の件数は2万4,266件、査定額は4,494万3,810円、返戻金額は3,624万5,340円となっております。

23年度との相違点ですけれども、契約方法につきましては、23年度は一般競争入札を行いまして、24年度につきましては、総合評価方式での入札を行いまして、委託契約を結びました。

点検方法の相違は、大きなところで言いますと、点検員を7名から20名としたところでございます。点検の実績につきましてはですけれども、昨年8月と本年8月での比較になります。点検件数は50万件程度の増、再審査の件数は1万件程度の増、査定額につきましては約3,000万円の増、返戻額は2,050万円の増ということになります。

減額補正の理由につきましては、入札による差金が生じたものでございます。

○52番（野中眞弓君） 減額理由をもう一度おっしゃってください。

○局次長（時田 繁君） はい、契約による差金が生じたものでございます。

続きまして、議案第7号、補正予算の中のジェネリック医薬品差額通知、減額補正の理由でございますが、当初予算の編成におきまして、先ほど給付管理課長が説明したの

と同じですけれども、当初予算の編成時には国保中央会のシステムができていなかったということで、民間委託を想定していた、それが国保連合会への委託によりまして、減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） まだ答弁漏れがあります。今年度の発送は。

○議長（金丸和史君） 局次長。

○局次長（時田 繁君） 大変失礼いたしました。

本年度8月17日に発送しておりまして、3万9,654通を発送させていただきました。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 2度目の質問をさせていただきます。

連合だよりのことなんですけれども、12号は郵送で全被保険者に配達されました。11号については発行部数も30万を超える程度です。どのように11号については配布しているのか。その中で、特に全戸配布している自治体の数と、それからその部数について教えていただきたいと思います。

それから、6号議案についてですけれども、6自治体からの要望があったから、すぐに直接協議会に出されたのでしょうか、協議会というのはどのような構成なのでしょう、伺いたいと思います。

それと、連合長にお伺いいたします。54ある自治体の中で、6自治体からのというのは、少数だとは思いますが、構成自治体から不公平あるいは不満を訴える声があれば、こういう連合組織の公平な運営を提起していくのが連合長の役目だと思いますけれども、連合長は、その辺、いかが考えられるでしょうか。

それから、7号議案についての二次点検委託料です。今、従事者数は伺いました。待遇というか、労働条件、労働環境なんかについては、どういうふうに改善というか、なっているのか教えてください。23年度の場合、非常に乱暴な計算、委託点検というのはほとんどが人件費だと考えて、そのときには従業員8名でやっているというように伺いました。そうすると、1人当たり年収が246万8,000円なんですね。実際は、その企業のいろいろな本店機能のための経費とかが引かれるでしょうから、実際はかなり下回る可能性があると思います。許しがたいワーキングプアの創出の委託ではないかということ

を申し述べた記憶があります。今回について、その従業員の労働環境についてどうなっているのか伺いたいと思います。

それから、ジェネリック利用通知事業ですけれども、当初予算からの大幅減額については、システムの改善ということでわかりました。事業の内容なんですけれども、昨年度決算では301万円、本年度は316万円の補正で予算になりました。私たちとしては、どんどん事業量が増大してほしいと願っているんですが、ほぼ横ばい状態だと思います。この事業の目的から考えれば増加してほしいと思うんですね。年度末まで伸び続けてほしい、幾らかかるかわからないと希望しているんですけれども、年度途中で、昨年度並みとその事業の伸び率を見限った理由というのはどういうことでしょうか、説明していただきたいと思います。

2回目の質問は以上です。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 私からは、議案第6号の共通経費の関係でございます。

まず、いきなり協議会のほうに諮ったのかというご質問だったと思いますけれども、この協議会の下部組織としまして、幹事会という各市町村のブロックごとの代表の課長さん方で構成した組織がございまして、そこにまずこの要望書の取り扱いについてお諮りしまして、いろいろな意見をいただいて、それを2回開催いたしました。その中で、協議会にどういった形でお諮りするのがよろしいかどうか、各市町村のご意見もいただいて、先ほど申し上げましたように、8月31日に協議会を開かせていただきました。

経過については以上でございます。

○議長（金丸和史君） 連合長。

○広域連合長（根本 崇君） 連合長に答弁を求めるという話がありましたので、今の共通経費の点について、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず、少ない数の自治体から要望が出たからということでの扱いなのかということですが、決してそんなことはございません。それぞれこういう形で要望が出た以上、それについてどう扱うかということについては検討しなくちゃいけない。そういう形で、先ほど事務局長のほうから答弁しましたとおりの形の経緯の中で、お諮りしているわけでございます。

まさに、市町村の代表で構成されます広域連合協議会、ここでお諮りして結論を出していただいたという形でございまして、私どもとしては、当然こういう議論が出たとき

には、そこにお諮りして、重要な事項でございますので、議論していただくという形をとっております。そんな中でおおむね妥当という答えが出たということですが、恐らくこれについては、この制度発足以来の経緯があらうかと思っております。そのときからスタートした制度の中での共通経費の負担金の中で、制度自体に大きな、この全体の制度自体に大きな変化がない中、そんな中がございますので、負担の割合については、見直しは行わないという結論を先ほど申しあげました広域連合協議会において出していたという形だというふうに思っております。

私どもも、そういう形の答えをいただきましたので、それにつきまして、先ほど私のほうから、経過も含めましてのご説明をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 局次長。

○局次長（時田 繁君） 議案第7号の二次点検についてのご質問にお答えします。

労働条件が悪くなったのではないかと、昨年8名でやっていて、今年20名ということで、昨年8名でやっていた当時、最低賃金を割っていることがないかどうかということは、確認をとっております。今年度につきましても、20名の委託ということで、最低賃金を割っていないことの確認をとらせていただいております。

また、労働条件といいますと、勤務場所の条件もございますけれども、事務スペースとしては適切な事務スペースを確保できております。

あと、議案第7号のジェネリックについてですが、事業量を増大してほしいと、そんな中で予算を見限ったのはなぜかというようなご質問でしたけれども、これは決して見限ったわけではなく、私どもも、ジェネリックの利用が増えますと、ひいては医療費が減少すると、保険料のほうにもそれがはね返ってきまして、保険料も安く済むということで、私どものほうも推進を目指しております。その推進に当たって予算が減った理由ですけれども、毎度毎度同じ人に出しても効果が薄いということで、費用対効果を考えまして、前年度に出した方を一旦名前の上で、重複の削除をかけまして、新たに生じた方についてやらせていただいているところでございます。

なお、民間のほうでも、お薬の案内を病院のほうで出していただくなど、かなり積極的にやっておりますので、私どもの事業量が減ったからといって、ジェネリックの利用が減るということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（金丸和史君） 総務課長。

○総務課長（小野寺祐一君） それでは、再質問の広域連合だよりの配送方法についてのご質問について、お答えさせていただきたいと思います。

12号につきましては、先ほどお話がありましたように、郵送にて全戸配布させていただいているところでございます。

11号の配布方法につきましては、各市町村の請求に基づきまして配布させていただいているところでございます。この配布の方法につきましては、例えば回覧板で回覧されたりとか、市町村の窓口に置いていただいたりとか、さまざまな方法をとられてますが、そのやり方については各市町村にお任せしているところでございますので、全戸配布している自治体はいくつあるかということについては把握しておりませんので、ご容赦いただければと思います。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） はい。今の全戸配布の件なんですけれども、調査するときその自治体の戸数とか人数とかがわかれば、全戸配布になるのかどうかということも推測できると思うんですね。だから、それは調査したっていいと思うんです。というのは、この全戸配布というのは無料で被保険者及び住民全体に行くわけですから、担当の方は、配ったりするのは大変ですけれども、有効な手段ではあると思うんです。

あと、一般質問でまたやりますけれども、どういうふうにしたものが配られているのか把握することは、やっぱり重要なことだと思います。その辺で、前にもそれを言ったにもかかわらず、まだ配布形式について調査していないのはいかがなものかと思うんですけれども、どう考えられるでしょうか。

共通経費の問題ですけれども、ちょっと耳にした話では、その協議会では、意見調査が全市町村で行われて、12の自治体、要望を出した自治体も含めて12の自治体が見直しに賛成のような意見だったというようなことも聞いております。そういう情報などについてもきちんと報告させていただきたいと思います。おおむね妥当と言いますけれども、利害関係の絡んでいるところというのは大変難しいと思うし、急に自分のところに準備がなくて問題を投げかけられても、すぐには対応がとれないで、現状維持を選ぶということもあります。ですから、この問題については、やはり明らかに不公平であること、不公平感というのは存在するわけです。多数の論理ではなく、原理原則に基づいた筋を

通していく、その道を追求することが、制度が、この広域連合はいずれ消滅することになっておりますけれども、こういう連合体のような制度が続いていくことになると思うんです。その連合として、市町村、幹事会や協議会に見直しについて提案する考えはないのでしょうか。

二次点検の従事者の待遇の件ですけれども、今、最低賃金は確保されているというふうにおっしゃいましたけれども、最低賃金では生活できないという声が、今、労働界というか、若者の間なんかでも広がっております。具体的にどのぐらいの賃金が払われているのでしょうか。豊かな安心した生活を送れる賃金が保証されているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 今、共通経費の負担金について、広域連合のほうから提案すべきではないかというご質問にお答えいたします。

この共通経費の負担金につきましては、これは広域連合の規約でこの広域連合ができたときに決まったものでございます。この規約につきましては、市町村間の協議で決めていただきました。その協議に当たりましては、地元自治体の議会の議決もいただいて決めたものでございます。したがって、規約事項につきましては、市町村間で決めていただく性格のものというふうに考えています。

ただ、協議会等の議論の中でも、この辺の妥当性については、引き続き見ていかなければいけないというご意見もございまして、広域連合の事務局といたしましては、その辺の経費がどうなのかという部分については、常に検証していきたいと、このように考えております。

○議長（金丸和史君） 総務課長。

○総務課長（小野寺祐一君） 広域連合だよりの再々質問につきましてご答弁させていただきたいと思います。

年に1回、広域連合だよりににつきましては、郵送にて全戸配布させていただいているところでございますので、もう1号につきましては、印刷費のみという低額の経費で作成できる場所もありますし、各市町村ごとに、大きな市もあれば、小さい市町村もありまして、その辺の状況というのはさまざまかと思いますが、その中で、各市町村で、最も合理的な方法を採用されて、配布されているかと思いますが、そちらについて改めて調査するというような考え方は今のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 局次長。

○局次長（時田 繁君） 二次点検従事者の賃金ということで、支払われている額ということですが、正確に把握した資料は、今、手元にはございませんが、1万2,000円程度が日額です。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 広域連合長。

○広域連合長（根本 崇君） 2点述べさせていただきますが、まず今1万数千円という数字が出ましたが、この話については、基本的に契約の中で縛るわけにはいかないというのが現状だと思います。入札の数字が出てきておまして、最賃を切っておれば、これは当然問題になりますけれども、最賃を切っていないものについて、契約で縛っておれば別でございますが、そうでない以上、これはどうしようもない。だからこそ私は、野田市の事例を言えば、公契約条例をつくっているわけです。そういう縛りがない以上、これについては、あくまでも賃金のベースについては、最低賃金法、さらに言えば、労働環境、労働条件については、労働の各法律がございます。この法律に基づいて対応する以外にはないというのが現状の姿だと思います。

今、聞いておまして、1万数千円という数字が日額だとすれば、それなりの数値は出ていると、最低賃金の756円よりは上の数字になっているとは思っておりますが、ここは、私どものほうでは、この議会としては議論ができない、そういうことではないだろうかかと、そんなふうに思っております。

それから、共通経費の問題については、私、先ほど、制度の大きな変更がないという中でという話を申し上げました。経緯のある話だとも申し上げました。これが、まさにいろんな形の中で、この連合ができたときにどうしようかということで、大いに議論しまして、結果として出てきた数値でございまして、動かしてみても制度が変わっていないわけですから、この話については動かしてみたから、ちょっと数値がおかしいよという話になりましても、なかなか議論すべき話として、どこをポイントにして、それじゃ議論したらいいのかということがわからなくなってくる。つまり何かと言えば、プラスになるところもあれば、マイナスになるところもあるわけでございますから、そこら辺もありませんけれども、しかし私どもとしては、そういう意見が出た以上は、対応しなくちゃいけないという形の中で議論していただきました。



先ほど、よく突然に言われてわからないまま返事してしまったところがあるんじゃないかということですが、それぞれ担当しておる人間でございますので、十分理解した上で返事はいただいているというように、私どもは理解しておるわけでございますし、今後の動きとして、恐らく制度も動いてくると思います。そういう中で、どういうふうにして変更していくのかという議論はありましても、当初から大きな制度の変更がない中で、今きているところでそれを動かすというのは、これはなかなか難しいところ、そういう形の中でおおむね妥当だという答えが出てきているんだらうなというふうに推察もできるわけでございまして、今、当面これを変更する考えというのは、私どもは、協議会に諮った結果でございますので、ございませんと明確に申し上げておいたほうがよろしいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） これにて、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時 10 分とします。

休憩 午後 0 時 0 3 分

再開 午後 1 時 0 9 分

○議長（金丸和史君） 会議を再開します。

これより討論に入ります。

討論、採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第 2 号の討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） 討論なしと認めます。

これより議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（金丸和史君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第5号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

小林恵美子議員。

〔19番 小林恵美子君 登壇〕

○19番（小林恵美子君） 八千代市の小林恵美子でございます。

議案第5号、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定

について、反対の立場から討論を行います。

その大前提として、75歳以上で独立した医療保険を創設し、収入のないお年寄りからも容赦なく保険料を徴収する後期高齢者医療制度そのものに反対であるからです。そして、この決算の内容につきまして述べますと、東日本大震災関係の被災者にかかわる保険料及び一部負担の減免がされたことは評価できますが、その一方、高齢者から受診の機会を奪いかねない短期被保険者証が発行され、特に問題なのは、きめ細かに対応がされている自治体がある中で、保険証そのものが滞留している自治体があることに早急な改善を求めます。

また、第2款の保険者機能強化事業補助金において、重複頻回受診者等への訪問指導の強化が含まれ、内容によってはこれも受診抑制につながる危険性を指摘しなければなりません。

最後に、第8款繰入金は61億3,562万円余りとなっておりますが、これは次の保険料の設定時に繰り入れるべきであるということを指摘し、反対の討論としたいと思います。

○議長（金丸和史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） これにて討論を終了いたします。

これより議案第5号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（金丸和史君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第6号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

野中眞弓議員。

〔52番 野中眞弓君 登壇〕

○52番（野中眞弓君） 大多喜町の野中でございます。

私は、第6号議案、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）に、反対の立場から討論いたします。

昨年度第2回定例会で、共通経費負担金の負担率に大きな差があり、見直すべきだと

の指摘があり、続いて今年度第1回定例会でも改善への取り組みがただされました。答弁は、規約変更については市町村が協議決定するものであり、またどこからも問題点は出されていないということでしたが、今般、長生郡6町村より見直しの要望が提出されました。協議会では、おおむね妥当ということで、制度が継続することになり、依然、不公平が継続されることになりました。この医療連合のような広域連合は、平等、公平という信頼の上に築かれるものです。見直しはしないということですが、多数決で何事も決めるのではなく、原理原則に立ち、筋を通す努力を要望し、今後も継続して投げかけていくという事務局の発言に期待して反対討論といたします。

以上です。

○議長（金丸和史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） これにて討論を終了いたします。

これより議案第6号 平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（金丸和史君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号の討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

野中眞弓議員。

〔52番 野中眞弓君 登壇〕

○52番（野中眞弓君） 引き続き、大多喜の野中でございます。

議案第7号、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）に、反対の立場から討論申し上げます。

私は、今回の第1次補正予算には、2点の問題点があると思いました。1点はジェネリック利用の事業のことと、もう一点は二次点検の問題です。でも、審議の中でジェネリック利用については納得できました。ジェネリック医薬品利用は、収入が低く、限られている高齢者が、適正な医療を受けやすい、受け続けられることを保障するものの一つであると考えられます。ジェネリック普及についての複雑な側面があると聞いており

ます。その解決には、当広域連合として国へも要請し、ジェネリック医薬品が広く利用できるよう一層心がけていただくことを要望いたします。

昨年度の反対討論で、先ほども申し上げましたが、私は、二次点検の減額補正に対して、官製ワーキングプアの創出は許されない旨の反対討論をいたしました。今年度は昨年より改善されているように思いますが、まだ公務員、あるいはここにいらっしゃる皆さん方ご自身に照らして考えてみてください、十分とはいえないと思います。労働者の労働条件と労働環境を確保することは、特に賃金問題は個人的な問題ではありません。先ほど連合長が公契約のことをおっしゃいましたけれども、野田市の公契約条例をお借りして言えば、業務の質の確保と豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することです。健康保険組合で働いている人が不健康になるような、そういう委託は許せません。

委託事業については、コスト削減を最優先にせず、働く人も業務も前進するような改善を要望して反対討論といたします。

以上です。

○議長（金丸和史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金丸和史君） これにて討論を終了いたします。

これより議案第7号 平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（金丸和史君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎一般質問

○議長（金丸和史君） 日程第7、これより一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、答弁を含め1人15分以内、質問回数は3回以内としております。

通告に従いまして、順次発言を許可いたします。

大倉富重雄議員。

[10番 大倉富重雄君 登壇]

○10番（大倉富重雄君） 成田市の大倉富重雄でございます。

本日、衆議院の解散をするということの報道がされておりますが、国民のための政治が実現することを望むものでございます。

先に行われました3党合意の確認書では、実施時期も含めあらかじめその内容等について、3党間で合意に向けて協議すると明記されております。これにより、新年金制度の創設や後期高齢者医療制度の廃止は、事実上、閣議決定の取り下げとなりました。現在の制度は、導入後さまざまな改善を加えた結果、現在は、定着し、安定した運営が続いております。このため、制度廃止の主張は全国知事会も強く反発しているところでございます。今後は、社会保障制度改革国民会議の議論、結論を得ることになりますが、国民のための議論、結論を期待するものであります。

さて、千葉県の平成23年度決算で、保険給付費は4,164億円余りで、支出で昨年度に比べ260億2,873万2,346円の増額となりました。1人当たりの医療費は全国47都道府県の中で43番目であります。過去の推移を見てみると、平成19年は、76万2,670円、41番目、平成20年は74万2,967円で41番目、平成21年は75万7,501円で43番目等々と、全国平均と比較して低い水準で推移しておりますが、どのように分析しているのか伺うものであります。

千葉県高齢者保健福祉計画では、県下の高齢化の状況を推計値で示し、千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計では、平成30年度には80万2,000人と、平成20年度から30万3,000人、60.7%の増加が見込まれているところでございます。今後の財政状況はどうか、医療費の適正化の取り組みはどうか、組織の効率的な運営が図られるのかなど気がかりでございます。そこで、今後の見通しについてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 大倉議員のご質問にお答え申し上げます。

1人当たりの医療費が全国平均と比較しまして43位と低いということについて、どう分析し、今後どのような見通しを持っているのかというご質問でございます。

国保中央会が平成24年7月19日に発表いたしました平成23年度分の医療費速報、これ

はあくまでも速報でございますが、これによりますと、千葉県の1人当たりの医療費は全国で43位と、このようになっておりまして、低い水準であるということです。

その分析でございますけれども、1人当たりの入院医療費、これが千葉県の場合34万5,189円となっております。全国平均が43万297円でございます、大きく下回っていること、それから年齢区別の被保険者数の構成を見ますと、1人当たり医療費が高い県と比較しますと、千葉県は、被保険者の中では、比較的若い年齢層でございます75歳から84歳までの割合、これが、高いことなどが要因ではないかと、このように考えております。

今後の見通しでございますけれども、過去3年の推移、議員からも数字のお示しがございましたけれども、低い水準がずっと続いておりまして、1人当たりの医療費については、全国平均との比較では、低い水準で推移するものと思われま。今後、被保険者数につきましては、年間5%ぐらいずつ増えてまいりますので、この1人当たりでどうかというのはなかなか難しいんですけれども、総医療費につきましては、やはり増加傾向にあるということが言えると思います。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 大倉富重雄議員。

○10番（大倉富重雄君） ありがとうございます。

今後、考えたときに、やはり2025年問題、要するに団塊の世代が後期高齢者になるということで、大きな問題だろうというふうに思うわけございまして、そのために地域包括ケアシステムとか、いろんな形で取り組んでいるところでございますよね。そういう意味では、この対策というのが大切だなと。そしてその財政状況の維持とか、保険給付費の適正な執行、また医療費の適正化に向けた取り組みの強化、また組織の効率的な運営を図っていった努力されていくんだらうというふうに思うわけでございます。

そこで、具体的なことで取り上げさせていただきたいと思うのですが、医療費の適正化ということで、私は、広島県の呉市が平成22年度に1億1,400万円の効果を上げているということで、ご紹介をちょっとさせていただきたいと思います。

それは、重複頻回受診者への訪問指導に限らず、保健事業は効果測定が難しく、これまでやりっ放しになりがちな分野でありましたけれども、先ほどの質疑の中でもジェネリックのことも取り上げて、努力されるということは、すごく大切なことだというふうに思っております。どうその費用対効果を考えてやっていくかということだと思いま

すが、呉市の場合を見たところ、重複受診者の訪問指導後の状況でありますけれども、平成22年度では全体の診療費の削減額が124万9,930円、また最大診療費の削減額が45万980円となっております、また頻回受診者の訪問指導の状況については、全体の診療費の削減額は1,405万2,870円、最大の受診日数が、31日、月31日が月11回になったというようなこと、また最大の診療費削減額が46万1,760円というようなことで、効果があったというふうに聞いているところでございます。

そういう意味では、ジェネリックの通知、また重複頻回の受診者の指導とともに、費用対効果を示すための削減効果額は提示することが非常に重要であるというふうに思うわけでございます。そういう意味で、そうやっていろんなことで工夫して取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

時間の関係もありますので、先ほど申したように2025年問題とか、先ほど1回目にも話しましたが、2030年のそういったことを踏まえた大局的な連合の見通しについて、お伺いしたいと思います。それで、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 再質問にお答えいたします。

将来の見通しなんですけれども、私どものレセプト情報がございますので、これを何とか分析して、いろんなことがわかってこないかなというのは考えているんですけれども、なかなかそういったところまでたどり着いていないというのが現状でございます。

今、呉市の先進事例をご紹介いただきましたけれども、そういった効果が見える形であると、やはり取り組みも進むと思いますので、そういった先行している事例というものも、今後、研究していきたいと思っております。

保健事業につきましては、ご午前中にも申し上げたように、医療を受けないで済めば一番いいわけですので、できるだけそうならないように、こういった健康づくり事業は大切にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

通告順に従いまして、三国幸次議員。

〔54番 三国幸次君 登壇〕

○54番（三国幸次君） 鋸南町の三国です。



私は、後期高齢者医療制度の今後について質問します。

高齢者医療制度改革会議は、平成22年12月に、高齢者のための新たな医療制度について、最終取りまとめをしました。千葉県は、千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針を策定しました。最終取りまとめでは、独立型の後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとした上で、1として、公費、現役世代、高齢者の負担割合の明確化、2として、都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点はできる限り維持し、より良い制度を目指すこととしています。また、後期高齢者医療制度の廃止を契機として、長年の課題であった国保の財政運営の都道府県単位化を実現するとしています。そして、第一段階として、国保の財政運営の都道府県単位化に取り組み、保険料算定方式の統一や保険財政共同安定化事業の拡大など、環境整備を進めた上で、第2段階において、期限を定めて、全国一律に全年齢での都道府県単位化を図るとしています。

第1段階の施行は平成25年度で、第2段階はその5年後の平成30年度を目標としています。そして、法律上これを明記するというふうにしております。市町村国保の都道府県単位の共同事業である保険財政共同安定化事業を千葉県では、平成27年度からすべての医療費に対象を拡大することになっています。そこで、3点質問します。

1点目、最終取りまとめを受けて、千葉県及び千葉県後期高齢者医療広域連合はどのような対応をしてきたのか。

2点目、国民健康保険と後期高齢者医療制度は今後どのようになるのか。

3点目、国民健康保険と後期高齢者医療制度について、新しい動きなどがありましたら、ぜひとも議員に知らせてほしいと思います。

以上、3点についてお答えください。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 三国議員のご質問、3問にお答え申し上げます。

後期高齢者医療制度の今後についてということで、高齢者医療制度改革会議が平成22年12月に最終取りまとめをいたしましたけれども、それを受けて、千葉県及び後期高齢者医療広域連合がどのような対応をしてきたのかというご質問でございます。

この最終取りまとめを受けまして、広域連合では、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、新しい制度の構築に当たっては、十分な検討、それから周知期間を確保すること、そういったことや、持続可能で幅広く納得が得られる制度となるよう、国

として万全な策を講ずることなどを国に要望いたしました。

また、県の対応といたしましては、全国知事会と連携いたしまして、意見を提出したというふうに聞いております。

次に、今後どのようなのかとのご質問でございます。後期高齢者医療制度の今後につきましては、本年8月10日に社会保障制度改革推進法が成立をみております。この法律の第6条の中で、高齢者医療制度については、状況を踏まえ必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得るとされたところでございます。今後、この国民会議が設置されて、議論が重ねられるとは思いますが、その結論が得られるまでの間は、先行きは不透明な状況でございます。

それから、新しい動きなどを議員に知らせしてほしいというご質問でございますけれども、制度について大きな動きがあった場合につきましては、必要に応じまして議会全員協議会の場でご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 三国幸次議員。

○54番（三国幸次君） 1点目のほうは、国の段階での動きがまだ定まらないということで、具体的な答弁はございませんでした。

そして、2点目についても同様の答えだったと思います。しかし、国保のほうの広域化の動きはどんどん進んでいるんですね。千葉県では市町村の担当者説明会で、平成27年度、あと数年後、そこで共同安定化事業の医療費、今まで80万円以上の高額と、それから80万円から30万円の範囲の共同運営を都道府県単位で行っております。この財政共同30万円以上から79万円までですか、その単位の対象をゼロ円からにするということで進められているわけですね。それを27年度に行うということです。このことは、財政運営の広域化であり、千葉県単位での共同運営だと思うんです。これは、やはり高齢者医療制度の今後の方向について、第一段階の取組だと思います。

その中で、後期高齢者医療広域連合に関係があるものとしては、役割分担もこの中でかなり明確にされているんです。そして、現在の広域連合では、市町村が保険料の徴収及び窓口業務を担って、それ以外の財政運営、資格管理、保険料の改定とか保険給付、保健事業といった業務を後期高齢者医療広域連合が担っておりますが、それを都道府県は、財政運営標準（基準）ですけれども、基準の保険料率の選定を行い、そのほかのもの、市町村は、資格管理から保険料の基準に基づいて保険料率の決定、そして賦課徴収、

保険給付、保健事業などを行うといった形で、分担と責任を明確にしつつ共同運営するという方向になっているんですね。

そういう意味で、こういう方向が出されており、千葉県でも国保の財政運営の都道府県化を進めていくことになっておりますので、そういう意味では広域連合でも、それなりの検討や、それから仕組みづくりの問題とか、さまざまな問題があると思うので、その辺、広域連合で検討してきたのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 広域連合といたしましては、この広域連合というのが、現行の制度を円滑に運営するために、市町村を構成員といたしまして組織されたものでございます。制度の健全な運営のために、国に対しましては、いろいろと全国協議会を通じまして要望してきております。各広域連合でもってこの全国組織があるわけですが、各広域連合とも今後の先行きが不透明であり、今後の組織運営ですとか、財政運営等について大変苦慮しているということで、先だっても国に対しまして早急の対応をしていただきたいという要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 三国幸次議員。

○54番（三国幸次君） 最後の質問になります。

広域連合で、これは各市町村から職員が派遣されて共同運営という形ですので、自主的に何かをやるうといってもかなり無理だろうと思います。しかし、県の動き、国の動き、そして市町村などへ伝えるべきことをできるだけ情報収集に努めて、市町村など、あるいはこの広域の議員などに、動きがあれば、先ほど全協で説明すると言いましたけれども、この議会は年に2回しか開かれないんですね。全協でやったら、新しい情報が遅れると思います。そういう意味では、重要な変更とか、こういう取組をしたとかというのがありましたら、途中でもファックスなり何んなりで、市町村の担当職員を通じてでもよろしいですので、議員にそういう情報をお知らせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 議員の皆様方への情報提供につきましては、今後のこの議論の行方にもよりますけれども、必要に応じましてご報告することを検討させていただきたいと思っております。

それから、市町村とのいろいろな形での意見交換等もしておりますので、その辺も密にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

通告順に従いまして、小林恵美子議員。

[19番 小林恵美子君 登壇]

○19番（小林恵美子君） 八千代市の小林恵美子でございます。通告のとおり一般質問を行います。

まず、1点目は重複頻回受診等への訪問指導について伺います。以前にもこの場所から質問いたしました、その際、一定の効果は上げているとのことでしたが、やはり必要に応じて受診している方も多くいらっしゃると思います。それを個別の訪問をして指導するというのは、受診抑制にもつながりかねないと考えます。そういう立場からの質問です。

まず、平成23年度の実施自治体はどこだったのでしょうか。そして、その効果はどのように評価をされていらっしゃるのでしょうか。午前中の質疑で件数などはわかりましたので、件数は結構ですけれども、どのように評価しているか、その点について伺っておきたいと思えます。

また、医療機関の方からの評価は広域連合に届いていますでしょうか、その点について、まずお伺いいたします。

○議長（金丸和史君） 小林議員に申し上げます。2番目は取り消しでよろしいですか。

[19番 小林恵美子君 登壇]

○19番（小林恵美子君） すみません。地元が一問一答なものですから間違えました。2問目も伺います。

2問目の懇談会での県民の声も議会に反映することを求める質問です。

広域連合には、県民代表が参加して協議する機関、懇談会があります。ホームページで議事録やその日に配布された資料なども見るができます。しかし、この議会の議員全員がそれを見る環境にない方もいらっしゃると思われれます。議会も、県民の声を広域連合に届ける役割は持っています。そういう立場から、懇談会の資料やそこでの意見をこの議会に反映させることが必要だと考えますが、なぜ議会に、懇談会の報告や、そこで配布された非常に貴重な資料がたくさん載っているというふうに、私は考えており

ます。ぜひ懇談会の状況を議会に報告していただきたいのですが、なぜ報告されないのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（金丸和史君） 事務局長。

○局長（渡辺雅則君） 重複頻回受診への訪問指導の關係の3問に、まずお答えいたします。

一つ目が、平成23年度の実施団体はどこだったかということですが、野田市、旭市、柏市、いすみ市、九十九里町の4市1町でございます。

次に、訪問指導の効果に対する評価はどうかということ、効果については、午前中の答弁で、それでよろしいということ、その評価はどうかということでございます。この事業は、生活習慣病のおそれのある方や重複頻回受診の可能性のある方を対象に、適正な受診を促すことを目的といたしまして、広域連合の保健師が、市町村の方々の協力を得ながら訪問し、必要な生活指導や助言を行うものでございます。

具体的な事例をいくつかご紹介させていただきますけれども、膝の痛みで3か月に72回受診していた方に対しまして、運動教室を紹介したということで、参加を促したところ、受診回数が半減した例がございました。それから、脊柱症で3か月に81回受診されていた方に、柔軟体操の助言を行ったところ、受診回数が半分以下になった、こういった事例もございます。このように、いろいろなところで改善が見られておりますことから、一定の事業効果はあるものと、このように考えております。

3番目の医療機関の受けとめはどうかということでございますけれども、それぞれの医療機関がこの事業についてどのようにお感じになっているかというのは、私どもは把握しておりませんが、事業実施に当たりましては、事前に、県医師会と、それから実施する地域の医師会に、この事業の目的をご説明させていただいております。ご理解、ご協力を得ながら、この事業をやらせていただいております。

それから、懇談会のご質問1問にお答え申し上げます。懇談会での県民の声は議会に反映をとということでございます。

これまで、懇談会でいろいろなご意見をいただきましたけれども、主には、具体的なことを申し上げますと、パンフレットの見やすさに関するものですか、広域連合だよりに掲載する記事の内容についてなどの意見でございます。これらは事務改善に関するものでございますので、懇談会のご意見を反映しながら改善に努めているところでございます。今後、新たな事業提案とか、そういったことで予算に影響するようなものにつ

きましては、そういったご意見があれば、議会にお諮りしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） では、2回目の質問を行いますけれども、重複頻回の問題で、先ほど効果があったということで、具体的な事例をお示しいただきました。確かにそういう事例もあると思います。しかし、先ほどの件数のご報告の中では、46件中22件が、改善が認められたということで、残りの24件は、改善というか、その状況は変わっていないというふうに思うんですね。やはりそこにはそれに至る背景があるというふうに思います。そして、23年度の決算で、保険者機能強化事業費補助金の中でも2,400万円となっていますけれども、この事業に要した経費はどのくらいだったのか、その点について伺いたいと思います。

そして、今、医療機関を受診し、薬剤が調剤されると、お薬手帳にその記録が残ります。それを見れば医療機関でも重複した投薬は避けられます。また、ある医療機関の方にお話を伺いましたけれども、高齢者の場合、病状の変化もあり、一定期間あるいは短期間に頻回の受診が必要な場合もあるとのことでした。ですから、一概に重複頻回受診が医療費の無駄につながるということではないと思います。今後、必要以上の訪問で、高齢者の受診抑制にならないような配慮をしていただきたいと思います。

今、逆に年金が減り、その年金を払うと、必要な受診を控えてしまう高齢者が増えているというのが、ある医療機関の調査でもわかっています。そのことが、病気の発見の遅れ、治療の遅れを招き重篤化させてしまうことのほうが深刻です。ぜひともこの制度の目的をあくまでも受診抑制にならないよう配慮していただきたいと思いますというふうに、これについては要望いたしますが、先ほどの質問、2,400万円のうち重複頻回訪問の費用は幾らだったのか、そのことについてはお答えいただきたいと思いますというふうに思います。

そして、懇談会の件ですけれども、予算につながることについてはこの議会にも報告するということでしたけれども、私も議事録を見させていただきました。それで、添付された資料なども見させていただきましたが、やはり制度そのものにかかわる資料なども載っているんですね。ですから、必ずしも事務改善にかかわることだけがあそこで議論しているのではなく、広域連合としては制度そのものにかかわる資料も提出しているわけですから、あれだけ細かい資料を懇談会に提出しながら、広域連合の議員に提出

しないというのは、私は非常に議会軽視ではないかというふうに言わざるを得ないと思います。ですから、そういった点で懇談会への配布の資料などでも、やはり議員が知っておいたほうが良いと思われるような制度の改善など含めて、予算につながらなくても、そうした資料については議員に配布すべきだと思いますけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（金丸和史君） 局長。

○局長（渡辺雅則君） 訪問指導事業の経費の関係でございますけれども、これに係る経費といたしましては、245万2,807円でございます。内訳は、保健師の方の人件費ですとか、訪問に係る旅費の関係、それから車の借上げとか、そういったものでございます。

それから、懇談会で配布された資料等を議員の皆様提供すべきではないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど、今、制度が動きつつあるということもあって、そういった情報についてはできるだけ議員の皆様方に情報提供していくという答弁を差し上げましたように、内容によることになるとは思いますけれども、そういった提供についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金丸和史君） 小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） では、ぜひ今、先ほどの三国議員の質問にもありましたように、制度が動くときでございますので、ぜひとも十分な情報提供をお願いしたいと、要望とさせていただきます。私の一般質問を終わります。

○議長（金丸和史君） 次に移ります。

通告順に従いまして、野中眞弓議員。

[52番 野中眞弓君 登壇]

○52番（野中眞弓君） 大多喜町の野中でございます。

広報活動の充実について、一般質問を行います。

このテーマで一般質問は3回連続です。広報というのは、先ほども質疑の中で申し上げましたように、知識を運んでいくことです。知は力で、生きる本当に大きな助けになります。ばかを見ないため、あるいは健康で生きるため、本当に必要なことだと思います。ですから、着実に相手方に届くということが重要だと思います。今回は、届けるということとをだれにどうやって届けるかということについて質問したいと思います。

まず、資料的なことですが、今年度、24年度に発行する13号、14号の配布方法

と配布部数、費用について教えてください。

2点目ですが、第1回定例会のときの質問で、医療機関やコンビニ等への協力依頼、検討するという答弁でした。その取組はどのようになっていますか、伺います。

第3点目、全被保険者への郵送しない号、つまり13号と14号では13号になるのではないかと思います。その郵送しない号を新聞折り込みにして全県民に配布するという考えはありませんか。そのとき前回は、郵送もして、折り込みだと非常にお金がかかるからやりませんと、けんもほろろに答弁なさいましたけれども、全県民というのは、この前も申したとおり、支援金という形で後期高齢者医療制度を支えている人たちです。その人たちにお年寄りの医療がどうなっているかというのをお伝えするのは、当連合の義務ではないかと思えます。ですから、同じ号で両方やれということではなくて、郵送しない号を新聞折り込みにする考えについて、もう一度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（金丸和史君） 総務課長。

○総務課長（小野寺祐一君） それでは、野中議員の広報活動の充実についての3問についてお答えさせていただきます。

まず、今年度発行する13号、14号の配布方法、配布部数、費用について教えていただきたいという質問につきましては、13号の費用につきましては、予算としましては50万部を予定し、約185万円を計上しております。14号は、来年3月に発行となりますが、全戸配布を予定しております。予算では、50万部を製作する予定でございまして、費用は3,362万円余りを計上しております。

次に、前回の質問以降の医療機関やコンビニ等への協力依頼の取組はどうなっていますかとのご質問ですが、被保険者の方に必要な情報を確実にお届けするために、年1回被保険者に対して全戸配布しております。コンビニや医療機関に広域連合だよりを置くことにつきましては、全戸配布しない場合の配布方法の一つとして、検討に値すると考えております。よって、協力依頼については行っておりません。

次に、全被保険者への郵送しない号を新聞折り込みにして県民に配布するという考えはないかとのご質問ですが、全被保険者に郵送していない号の新聞折り込みについては、大幅な費用の増を伴うため考えてはおりません。

以上でございます。



○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 先ほど自治体ごとの全戸配布をしているところはないかと伺いました。自治体が自分のまちの各区に配布を依頼するときには、後期高齢者だけ配ってくださいなんて面倒くさいことはできないので、結局、区長さんが全部べたっと各戸に配ることになるんですね。そういうのをやれるところについては、新聞折り込みする必要はありません。ですから、例えば県や県議会並みに新聞折り込みするとすると、県、県議会は、1回に211万部、24年度は配っております。製作費も含めて4ページ立てだと1,133万円強のお金がかかります。今その4ページ立ての部分を新聞折り込みにしないかと言っているわけで、新たに1,133万円強のお金がかかるわけですが、全戸配布で届けられているところには郵送する必要はありませんから、例えば、今、私がずっとこだわっているのは、全戸配布するのは、郵送料を安く上げる手段があるのではないかと聞いています。全戸配布できるところは、郵送するときもしないで全戸配布してもらって、郵送料を安くする。そして、県では1,100万以上かかっているお金を多少でも安くできるのではないかと。

高齢者は、はっきり言って、自分で読んで理解していく、それから読もうという意欲もかなり衰えた方がいらっしゃいます。周りでそういう人たちを支えるという意味でも、周辺の若い世代の人たちが後期高齢者医療のことについて知っていただけるということは大切なことだと思うんです、高齢者が安心して暮らせるためにも。もちろん、先ほど申しましたように、広域連合としての義務もあるんです。やらないという立場ではなくて、やるという立場に立っていただけないのでしょうか。そして、この財源は全額交付金のほうで出るのではないのでしょうか。そういう点で、財源の心配をすることもない事業だと思うんです。県や県議会ですることが、この広域でできないことはないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（金丸和史君） 広域連合長。

○広域連合長（根本 崇君） まず、この話については、各自治体の実情があるかと思っております。まさに郵送でやっているところもあります。さらに、それについては、それぞれの自治会と申しますか、それぞれ地区が、市町村によって名前が変わっていると思いますけれども、そういうところでの配布をお願いしているところもあるかと思っております。そんな中で、配布をお願いしているところについても、それぞれの事情があります。もういろいろなものを配布させられるんでたまらないよというよう

な状況になっているところもあるということも、これは確かだというふうに思っております。大きな自治体と小さな自治体によっても、また違いが出てきてしまっていると思っております。

そんな中で一律にやるとすれば、多分、郵送でやるということしかないんだろうなというふうに思っておりますけれども、今までのこの広域連合の仕組みとしては、どこの部分をだれがやり、どこの部分をだれがやるという仕組みができてきておりますから、その中でこの部分のPRの部分で、今までやっていた部分を変えていくというのは、相当議論を、それぞれの自治体のご事情も踏まえた上で考えてみなくちゃいけない、そんな話に多分なるのではないかなと思っております。

ですから、単純にこれをそういうふうにしたほうがいだろうと、確かにご事情はわかります。ご高齢の方で、情報を取っていくためには、それが必要だよということはわかるんですけれども、しかし、そのご事情は、やはりそれぞれの自治体の事情もございます。そんな中でできないところだけやってしまえばいいではないかという話も、この連合としての扱いとしては、ちょっと難くなるだろうと思っておりますので、そこら辺は、今、進めているような形の中で、やっていかざるを得ないのかなと思っておりますけれども、ただ工夫しなくちゃいけないということは確かだと思います。

ご指摘のように、なかなか情報が取れないという人に対してどういうふうに知らせていくかということもございますから、工夫はできるだけさせてもらうつもりではありますけれども、今回のような扱いが違うような形になっておりますけれども、そういう形でやらざるを得ないのかなと、現状ではそんなふうに思っております。

○議長（金丸和史君） 総務課長。

○総務課長（小野寺祐一君） 再質問で、広報広聴費は国から全額補助されているので、財源的には問題がないのではないかとのご質問でございますが、こちらの財源としましては、臨時特例基金という国から交付された基金を財源としておりますが、こちらは、平成20年度に交付されてから、特にその後の追加交付はない状態で、毎年使わせていただいております。23年度末で6,004万円残がありまして、24年度についてもこちらを充てますので、発行部数等によって、いろいろ執行額によって変わってくるかと思いますが、平成25年度については2,500万円程度となり、すべてのお金をこの基金のほうから財源に充てることは、難しくなっているのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（金丸和史君） 野中眞弓議員。

○52番（野中眞弓君） 連合長の話で気になることがあるんです。もう今までやってきたので変えることがなかなかできないというようなことをおっしゃいましたけれども、必要であればその道を切り開いてくということが大切なんじゃないかなと思うんです。本当に後期高齢者は、私もあと10年もしないうちにお仲間入りするわけで、だれもがたどり着く道、だれでもでもない人もいますけれども、ほとんどの人がたどり着く道なわけですから、自分の行き着く先のことを知っているというのは、見通しが明るくなることもあります。固定的に考えないで、取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（金丸和史君） 広域連合長。

○広域連合長（根本 崇君） まさにその事情がわかりますので、工夫は必要だということとは申し上げました。ただ、今のような財源論の話もございますけれども、それと同時に各自治体の実情があると思っております。その自治体の実情がある中で、できないところはこうする、できるところはこうしてしまうという話というのは、やはりこの仕事をやっていく上においては、いささか乱暴な話ではないかなと、そんなふうに思っておりますので、先ほどのような形で申し上げさせていただいてございまして。私どもとしては、現行、先ほど二つの号についてのお話をしました。扱いが違ってきております。工夫した形の中で、そんなことをやらせてきていただいているというふうに認識しているところでございます。

○議長（金丸和史君） これにて、一般質問を終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（金丸和史君） 以上をもちまして、予定しておりました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。

閉会 午後 2時11分



議 長 金 丸 和 史

副 議 長 越 川 廣 司

署 名 議 員 鎌 形 寿 一

署 名 議 員 宮 間 文 夫



## 議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成24年11月16日	原案同意
議案第 2号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	平成24年11月16日	原案承認
議案第 3号	千葉県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	平成24年11月16日	原案可決
議案第 4号	平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成24年11月16日	原案認定
議案第 5号	平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	平成24年11月16日	原案認定
議案第 6号	平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成24年11月16日	原案可決
議案第 7号	平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	平成24年11月16日	原案可決

